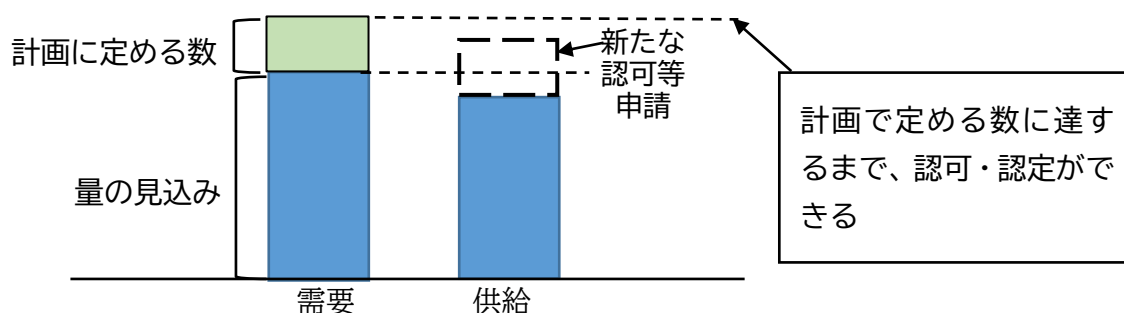


## 「大阪市こども・子育て支援計画で定める数」について

### 趣 旨

- ・認定こども園への移行を促進する観点から、認定こども園へ移行を希望する幼稚園及び保育所があれば、認可・認定基準をみたす限り、認可・認定を行えるようにするため、「現在の利用状況」に「利用希望」をふまえて設定した「量の見込み」に上乗せを行うもの。
- ・「量の見込み」に「計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定することができる。
- ・「計画で定める数」の設定にあたっては、適切な需給状況が確保されるよう既存施設の利用状況等を勘案し、地方版こども・子育て会議における議論等により透明性を確保したうえで行うこととされている。



### 参 考

#### ◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針(抄)

##### 第三の四の2（二）（2）

都道府県子ども・子育て支援計画で定める数は、認定こども園への移行に関する意向等をふまえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

#### ◆第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項(抄)

##### 1. 量の見込み及び確保方策

##### （2）教育・保育

・認定こども園への移行を促進する観点から、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、引き続き実施すること。